



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年4月1日土曜日 第395号外4

◇ 目 次 ◇ 規 則

- 愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 1
- 組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則…………… (〳) …… 8
- 愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則…………… (〳) …… 9

訓 令

- 愛媛県処務細則の一部を改正する訓令…………… (人事課) ……10
- 愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (〳) ……11
- 愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令…………… (〳) ……30
- 愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (〳) ……33
- 組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令…………… (〳) ……38

規 則

○愛媛県規則第22号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(局及び課)			(局及び課)		
第4条 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。			第4条 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。		
総務部	総務管理局	総務管理課、人事課、職員厚生課、市町振興課、私学文書課	総務部	総務管理局	総務管理課、人事課_____、市町振興課、私学文書課
	省略			省略	
省略			省略		
県民環境部	県民生活局	県民生活課_____、人権対策課	県民環境部	県民生活局	県民生活課、男女参画・県民協働課、人権対策課
	省略			省略	
	環境局	環境・ゼロカーボン推進課、循環型社会推進課、自然保護課	環境局	環境政策課_____、循環型社会推進課、自然保護課	
保健福祉部	省略		保健福祉部	省略	
	生きがい推進局	男女参画・子育て支援課、障がい福祉課、長寿介護課、ねんりんピック推進課	保健福祉部	生きがい推進局	子育て支援課_____、障がい福祉課、長寿介護課、ねんりんピック推進課
省略			省略		
農林水産部	農政企画局	農政課、農業経済課、食ブランドマーケティング課	農林水産部	農政企画局	農政課、農業経済課、ブランド戦略課_____
	省略			省略	
省略			省略		
(室)			(室)		
第4条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。			第4条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。		

人事課	人材マネジメント室
省略	

(総務部各課の所掌事務)

第7条 省略

2 人事課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第6号_____及び第10号の事務は、人材マネジメント室が所掌する。

(1)～(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 職員の人材育成及びキャリア形成の支援に関すること。

3 職員厚生課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 職員の福利厚生に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(2) 職員の退職手当に関すること。

(3) 恩給に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(4) 地方公務員共済組合に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

4 省略

5 省略

6 財政課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) 省略

(7) 行政評価システムに関すること。

7 行革分権課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

8 省略

(観光スポーツ文化部各課の所掌事務)

第8条の2 地域スポーツ課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1)～(9) 省略

(10) 国際スポーツ交流に関すること。

人事課	職員厚生室
行革分権課	行政管理室
省略	

(総務部各課の所掌事務)

第7条 省略

2 人事課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第6号、第7号、第9号及び第10号の事務は、職員厚生室が所掌する。

(1)～(5) 省略

(6) 職員の退職手当に関すること。

(7) 恩給に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(8) 省略

(9) 職員の福利厚生に関すること。

(10) 地方公務員共済組合に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

3 省略

4 省略

5 財政課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) 省略

6 行革分権課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第2号から第5号まで及び第11号から第13号までの事務は、行政管理室が所掌する。

(1) 省略

(2) 行政評価システムに関すること。

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

7 省略

(観光スポーツ文化部各課の所掌事務)

第8条の2 地域スポーツ課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1)～(9) 省略

(11) 野球文化の推進に関すること。

2～6 省略

(県民環境部各課の所掌事務)

第9条 県民生活課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1)～(8) 省略

(9) 特定非営利活動法人事務の統轄に関すること。

(10) ボランティアに関する施策の総合企画、総合調整及び推進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(11) 県民による地域社会づくりに関すること。

(12) 省略

(13) 省略

(14) 犯罪被害者等の支援に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

6 環境・ゼロカーボン推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(16) 省略

7 省略

8 省略

(保健福祉部各課の所掌事務)

第10条 省略

2～4 省略

5 薬務衛生課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(16) 省略

(17) 省略

6 男女参画・子育て支援課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 男女共同参画社会づくりの総合企画、総合調整及び推進に関すること。

(3) 男女共同参画に関する施策の実施に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(4) 女性関係団体に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

2～6 省略

(県民環境部各課の所掌事務)

第9条 県民生活課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1)～(8) 省略

(9) 省略

(10) 青少年の健全育成及び非行防止に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(11) 青少年の社会参加に関すること。

(12) 青少年関係団体に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(13) 省略

2 男女参画・県民協働課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 男女共同参画社会づくりの総合企画、総合調整及び推進に関すること。

(2) 男女共同参画に関する施策の実施に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(3) 女性関係団体に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(4) 特定非営利活動法人事務の統轄に関すること。

(5) ボランティアに関する施策の総合企画、総合調整及び推進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(6) 県民による地域社会づくりに関すること。

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

7 環境政策課 _____ の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(16) 省略

8 省略

9 省略

(保健福祉部各課の所掌事務)

第10条 省略

2～4 省略

5 薬務衛生課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(16) 省略

(17) 第58回献血運動推進全国大会の開催準備に関すること。

(18) 省略

6 子育て支援課 _____ の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 省略

(5) 児童の健全育成及び青少年の非行防止に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(6) 青少年の社会参加に関すること。

(7) 青少年関係団体に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

7～9 省略

（経済労働部各課の所掌事務）

第12条 省略

2・3 省略

4 産業創出課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 産業分野のデジタルトランスフォーメーション関連施策の推進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(3)～(6) 省略

5・6 省略

（農林水産部各課の所掌事務）

第13条 省略

2 省略

3 食ブランドマーケティング課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 食を活用した交流人口の拡大に関すること。

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

4～7 省略

8 森林整備課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

(4) 第76回全国植樹祭の開催準備に関すること。

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

9～11 省略

（土木部各課の所掌事務）

第14条 省略

2～7 省略

8 都市計画課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(10) 省略

(11) 盛土等の規制に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

9・10 省略

（知事に直属して置く職員）

第15条の2 知事に直属して営業本部長、営業統括部長、防災安全統括部長、秘書広報統括監、デジタル変革担当部長、営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係

(2) 児童の健全育成に関すること

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

7～9 省略

（経済労働部各課の所掌事務）

第12条 省略

2・3 省略

4 産業創出課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 産業分野の人工知能及びインターネット・オブ・シングス活用関連施策の推進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(3)～(6) 省略

5・6 省略

（農林水産部各課の所掌事務）

第13条 省略

2 省略

3 ブランド戦略課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

4～7 省略

8 森林整備課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

9～11 省略

（土木部各課の所掌事務）

第14条 省略

2～7 省略

8 都市計画課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(10) 省略

9・10 省略

（知事に直属して置く職員）

第15条の2 知事に直属して営業本部長、営業統括部長、防災安全統括部長、特命担当部長、秘書広報統括監、営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係

長及びすごモノ係長を置く。

(部に置く職員)

第16条 省略

2 省略

3 保健福祉部に福祉政策統括監及び医療政策監 _____ を置く。

4 経済労働部に理事を置く。

(特別の課に置く職員)

第19条 地域スポーツ課にえひめ野球文化推進監 _____ を置く。

2 健康増進課に感染症対策調整監を置く。

3 男女参画・子育て支援課に少子化対策推進マネージャーを置く。

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

8 省略

9 省略

(職員)

第24条 地方局及びその出先機関に次の職員を置く。

(1)～(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(20) 省略

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

2 省略

(農林水産研究所)

第64条 愛媛県農林水産研究所(以下「農林水産研究所」という。)の業務は、次のとおりとする。

(1)～(21) 省略

(22) 林業、森林、緑化及びカーボンニュートラルに関する研修の実施に関すること。

(23) スマート林業の推進に関すること。

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

(28) 省略

長及びすごモノ係長を置く。

(部に置く職員)

第16条 省略

2 省略

3 保健福祉部に _____ 医療政策監及び感染症対策調整監を置く。

(特別の課に置く職員)

第19条 地域スポーツ課にえひめ愛・野球博推進監 _____ を置く。

2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

(職員)

第24条 地方局及びその出先機関に次の職員を置く。

(1)～(9) 省略

(10) 復興監(愛媛県南予地方局に限る。)

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(20) 省略

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

(28) 省略

2 省略

(農林水産研究所)

第64条 愛媛県農林水産研究所(以下「農林水産研究所」という。)の業務は、次のとおりとする。

(1)～(21) 省略

(22) 林業、森林及び緑化 _____ に関する研修の実施に関すること。

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

- (29) 省略
- (30) 省略
- (31) 省略
- (32) 省略
- (33) 省略
- (34) 省略
- (35) 省略
- (36) 省略
- (37) 省略
- (38) 省略

(39) 第30号から前号までに掲げるもののほか、水産振興に必要な試験研究及び調査に関すること。

2 農林水産研究所に総務課並びに企画戦略部及び農業研究部を置き、次の表の左欄に掲げる部、センター及び研究所に、それぞれ当該右欄に掲げる室 _____ を置く。

	総務課
企画戦略部	研究企画室
	次世代農業戦略室
農業研究部	病理昆虫室
	作物育種栽培室
	野菜育種栽培室
	花き研究指導室
果樹研究センター	総務室
	栽培開発室
	病理昆虫室
果樹研究センターみかん研究所	育種栽培室
畜産研究センター	総務室
	生産技術室
	研究開発室
畜産研究センター養鶏研究所	家禽研究室
林業研究センター	総務室
	人材育成室
	研究指導室
	連携推進室
水産研究センター	総務室
	研究企画室
	環境資源室
	養殖推進室
	魚類検査室
水産研究センター栽培資源研究所	浅海調査室
	増殖技術室

3・4 省略
(大阪事務所)

第79条 省略

2 大阪事務所の業務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 省略
- (3) 文化庁との連絡に関すること。
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略

- (28) 省略
- (29) 省略
- (30) 省略
- (31) 省略
- (32) 省略
- (33) 省略
- (34) 省略
- (35) 省略
- (36) 省略
- (37) 省略

(38) 第29号から前号までに掲げるもののほか、水産振興に必要な試験研究及び調査に関すること。

2 農林水産研究所に総務課並びに企画戦略部及び農業研究部を置き、次の表の左欄に掲げる部、センター及び研究所に、それぞれ当該中欄に掲げる課及び室並びに当該右欄に掲げる係を置く。

	総務課	
企画戦略部	研究企画室	
	次世代農業戦略室	
農業研究部	病理昆虫室	
	作物育種栽培室	
	野菜育種栽培室	
	花き研究指導室	
果樹研究センター	総務室	
	栽培開発室	
	病理昆虫室	
果樹研究センターみかん研究所	育種栽培室	
畜産研究センター	総務室	
	生産技術室	
	研究開発室	
畜産研究センター養鶏研究所	家禽研究室	
林業研究センター	総務室	
	研修課	研修係
	研究指導室	
	連携推進室	
水産研究センター	総務室	
	研究企画室	
	環境資源室	
	養殖推進室	
	魚類検査室	
水産研究センター栽培資源研究所	浅海調査室	
	増殖技術室	

3・4 省略
(大阪事務所)

第79条 省略

2 大阪事務所の業務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

(8) 省略

3 大阪事務所に次の係を置く。

(1) 立地・移住促進係

(2)・(3) 省略

4・5 省略

別表第1 (第5条関係)

課	係
省略	
人事課	人事係、組織定員係_____
職員厚生課	福利健康係、共済・年金係
省略	
省略	
省略	
広報広聴課	報道係_____
省略	
省略	
健康増進課	_____精神保健係、難病対策係、母子保健係
省略	
男女参画・子育て支援課	_____ひとり親家庭係、保育・幼稚園係、児童・婦人施設係
省略	
経営支援課	金融係、地域産業係_____
省略	
都市計画課	土地利用調整係、まちづくり推進係_____
省略	

(7) 省略

3 大阪事務所に次の係を置く。

(1) 産業立地係

(2)・(3) 省略

4・5 省略

別表第1 (第5条関係)

課	係
省略	
人事課	人事係、組織定員係、人材育成係、給与係
職員厚生課	福利健康係、共済・年金係
省略	
省略	
行革分権課	
行政管理室	行政評価係
省略	
広報広聴課	報道係、広聴・相談係、情報公開係
省略	
環境政策課	環境計画係、大気・環境評価係、水道整備係、水・土壌環境係
省略	
健康増進課	感染症対策係、精神保健係、難病対策係、母子保健係
省略	
子育て支援課	子育て支援企画係、ひとり親家庭係、保育・幼稚園係、児童・婦人施設係
省略	
産業創出課	新事業支援係、情報連携ビジネス係
経営支援課	金融係、地域産業係、商工団体係、商業振興係
省略	
都市計画課	土地利用調整係、まちづくり推進係、宅地開発審査係
省略	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務若しくは兼務を命ぜられている者は、別に辞命を発せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務若しくは兼務を命ぜられたものとする。

県民環境部県民生活局県民生活課暮らし安全・安心グループ担当係長	県民環境部県民生活局県民生活課消費・暮らし安全安心グループ担当係長
保健福祉部生きがい推進局子育て支援課ひとり親家庭係長	保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課ひとり親家庭係長
保健福祉部生きがい推進局子育て支援課保育・幼稚園係長	保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課保育・幼稚園係長
保健福祉部生きがい推進局子育て支援課児童・婦人施設係長	保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課児童・婦人施設係長
保健福祉部生きがい推進局子育て支援課	保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課
経済労働部産業雇用局労政雇用課労働政策グループ担当係長	経済労働部産業雇用局労政雇用課働き方改革推進グループ担当係長

農林水産部農政企画局ブランド戦略課ブランド推進グループ担当係長	農林水産部農政企画局食ブランドマーケティング課ブランド推進グループ担当係長
農林水産部農政企画局ブランド戦略課流通戦略グループ担当係長	農林水産部農政企画局食ブランドマーケティング課流通戦略グループ担当係長
農林水産部農政企画局ブランド戦略課地産地消グループ担当係長	農林水産部農政企画局食ブランドマーケティング課地産地消グループ担当係長
農林水産部農政企画局ブランド戦略課	農林水産部農政企画局食ブランドマーケティング課

○愛媛県規則第23号

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和5年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)

第1条 特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年愛媛県規則第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(認証の申請があった場合の書類の縦覧場所) 第4条 条例第3条に規定する縦覧の場所は、 <u>愛媛県県民環境部県民生活局県民生活課</u> とする。	(認証の申請があった場合の書類の縦覧場所) 第4条 条例第3条に規定する縦覧の場所は、 <u>愛媛県県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課</u> とする。

様式第1号から様式第3号まで、様式第5号から様式第8号まで、様式第13号及び様式第16号中「㊟」を削る。

(愛媛県外部監査人の資格を証する書面閲覧規則の一部改正)

第2条 愛媛県外部監査人の資格を証する書面閲覧規則(平成11年愛媛県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(閲覧場所) 第4条 書面の閲覧場所は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 令第174条の49の33第2項の規定による閲覧 <u>愛媛県総務部行財政改革局行革分権課</u>	(閲覧場所) 第4条 書面の閲覧場所は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 令第174条の49の33第2項の規定による閲覧 <u>愛媛県総務部行財政改革局行革分権課行政管理室</u>

(愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第3条 愛媛県環境影響評価条例施行規則(平成11年愛媛県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第65条 審査会の庶務は、 <u>県民環境部環境局環境・ゼロカーボン推進課</u> において処理する。	(庶務) 第65条 審査会の庶務は、 <u>県民環境部環境局環境政策課</u> において処理する。

(愛媛県男女共同参画推進条例施行規則の一部改正)

第4条 愛媛県男女共同参画推進条例施行規則(平成14年愛媛県規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(推進委員の庶務) 第10条 推進委員の庶務は、 <u>保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課</u> において処理する。 (参画会議の庶務)	(推進委員の庶務) 第10条 推進委員の庶務は、 <u>県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課</u> において処理する。 (参画会議の庶務)

第16条 参画会議の庶務は、保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課において処理する。

第16条 参画会議の庶務は、県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則（令和3年愛媛県規則第34号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It lists various administrative items (e.g., application forms, reports) and their corresponding forms, with some items marked as 'omitted' (省略) or underlined to indicate changes.

○愛媛県規則第24号

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年4月1日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の職の設置規則（昭和48年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details the 'Position Setting' (職の設置) for the Prefectural Office and Labor Commission, listing various roles like Director, Deputy Director, and various Supervisors, with some roles underlined to show changes.

	源・ダム政策監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、課長補佐、所長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、廃棄物監視指導官、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、室付、 <u>副主幹、専門幹、専門員、専門学芸員</u> 、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、すご味係長、すごモノ係長、主計係長、科長、スゴ技係長、副隊長、隊員、主任、主任学芸員、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員		源・ダム政策監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、課長補佐、所長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、廃棄物監視指導官、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、室付_____、専門員、専門学芸員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、すご味係長、すごモノ係長、主計係長、科長、スゴ技係長、副隊長、隊員、主任、主任学芸員、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
地方機関	局長、支局長、所長、部長、センター長、次長、保健統括監、建設技術監、部付、所付、館長、危機管理調整監、事務局長、副所長、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長、副校長、副参事、技幹、農業普及振興監_____、課長補佐、業務課長、主幹、支所長、寮長、地域政策班長、納税班長、滞納処分専門員、児童支援専門員、女性支援専門員、検査保証専門員、発達障がい者支援専門員、研究員、課付、室付、医幹、事務局次長、副部長、教授、企画調整幹_____、 <u>用地補償審査専門員、副主幹、専門幹、専門員、専門学芸員</u> 、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、看護部長、係長、科長、准教授、助教授、担当係長、主任、主任学芸員、主任判定員、特別研究員、教務主任、医長、副医長、看護長、教官、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員	地方機関	局長、支局長、所長、部長、センター長、次長、保健統括監、建設技術監、部付、所付、館長、危機管理調整監、事務局長、副所長、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長、副校長、副参事、技幹、農業普及振興監、 <u>復興監</u> 、課長補佐、業務課長、主幹、支所長、寮長、地域政策班長、納税班長、滞納処分専門員、児童支援専門員、女性支援専門員、検査保証専門員、発達障がい者支援専門員、研究員、課付、室付、医幹、事務局次長、副部長、教授、企画調整幹_____、 <u>専門員、用地補償審査専門員</u> _____、専門学芸員、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、看護部長、係長、科長、准教授、助教授、担当係長、主任、主任学芸員、主任判定員、特別研究員、教務主任、医長、副医長、看護長、教官、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
労働委員会事務局	局長、参事、次長、副参事、課長、 <u>副主幹、専門幹、専門員</u> 、係長、担当係長、主任、主任主事、主事	労働委員会事務局	局長、参事、次長、副参事、課長_____、 <u>専門員</u> 、係長、担当係長、主任、主任主事、主事

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

○愛媛県訓令第4号

庁中一般

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令

愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条の5 省略 (デジタル変革担当部長)</p> <p>第3条の6 デジタル変革担当部長は、知事の命を受け、デジタルトランスフォーメーションの推進に関する業務を行う。 (福祉政策統括監)</p> <p>第3条の7 福祉政策統括監は、知事の命を受け、福祉政策及び少子化対策の統括に関する業務を行う。 (理事)</p> <p>第3条の8 理事は、知事の命を受け、特命事項を処理するとともに、経済労働部の分掌事務に関して、専門的な指導及び助言を行う。 (課長等)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 えひめ野球文化推進監は、上司の命を受け、<u>野球文化</u>の推進に関する業務を行う。</p> <p>3～6 省略</p> <p>7 感染症対策調整監は、上司の命を受け、<u>感染症対策</u>に関する事務を調整し、整理するとともに、<u>健康増進課</u>に係る当該事務を掌理し、<u>同課</u>の当該事務を担当する職員を指揮監督する。</p> <p>8 少子化対策推進マネージャーは、上司の命を受け、<u>少子化対策</u>の推進に関する事務を調整し、整理するとともに、<u>男女参画・子育て支援課</u>に係る当該事務を掌理し、<u>同課</u>の当該事務を担当する職員を指揮監督する。</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>第26条 省略 (副主幹)</p> <p>第26条の2 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、<u>係又はグループの事務を管理し、当該係又はグループに属する職員の指導及び育成を行う。</u> (専門幹)</p> <p>第26条の3 専門幹は、上司の命を受け、<u>特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を担当する職員の指導及び育成を行う。</u></p>	<p>(特命担当部長)</p> <p>第3条の5 特命担当部長は、知事の命を受け、特命事項を処理する。</p> <p>第3条の6 省略</p> <p>(課長等)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 えひめ愛・野球博推進監は、上司の命を受け、<u>愛・野球博</u>の推進に関する業務を行う。</p> <p>3～6 省略</p> <p>7 感染症対策調整監は、上司の命を受け、<u>新型コロナウイルス感染症対策</u>に関する事務を調整し、整理するとともに、<u>保健福祉課及び健康増進課</u>に係る当該事務を掌理し、<u>これらの課</u>の当該事務を担当する職員を指揮監督する。</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>第26条 省略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第5号

庁中一般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 省略
- (2) 専決 部長、営業統括部長、防災安全統括部長、秘書広報統括監、デジタル変革担当部長、福祉政策統括監、局長、営業副本部長、出納局長、課長、室長、営業本部マネージャー、原子力安全対策推進監、感染症対策調整監、少子化対策推進マネージャー、水資源・ダム政策監、高速道路推進監、出納員（出納局会計課長及び審査課長並びに出納局の主幹（担当事務に限る。）に限る。以下同じ。）又は主幹（担当事務に限る。）、課長補佐若しくは検査班長（担当事務に限る。）（以下「主幹等」という。）が、常時、知事（出納員にあつては、会計管理者）に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。
- (3) 省略

(代決者)

第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	決裁者	代決者	
		第1次代決者	第2次代決者
知事の 権限に 属する 事務	省略		
	秘書広報統括監	省略	
	<u>デジタル変革担当部長</u>	<u>デジタル戦略局長</u>	
	<u>福祉政策統括監</u>	<u>生きがい推進局長</u>	
	省略		
	課長	原子力安全対策推進監（担当事務に限る。）、 <u>感染症対策調整監</u> （担当事務に限る。）、 <u>少子化対策推進マネージャー</u> （ <u>担当事務に限る。</u> ）、 <u>水資源・ダム政策監</u> （担当事務に限る。）、 <u>高速道路推進監</u> （担当事務に限る。）、主幹等又は所長	省略
	省略		
原子力安全対策推進監、 <u>感染症対策推進</u>	原子力安全対策推進監、 <u>感染症対策調整</u>		

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 省略
- (2) 専決 部長、営業統括部長、防災安全統括部長、秘書広報統括監_____、局長、営業副本部長、出納局長、課長、室長、営業本部マネージャー、原子力安全対策推進監、感染症対策調整監_____、水資源・ダム政策監、高速道路推進監、出納員（出納局会計課長及び審査課長並びに出納局の主幹（担当事務に限る。）に限る。以下同じ。）又は主幹（担当事務に限る。）、課長補佐若しくは検査班長（担当事務に限る。）（以下「主幹等」という。）が、常時、知事（出納員にあつては、会計管理者）に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。
- (3) 省略

(代決者)

第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	決裁者	代決者	
		第1次代決者	第2次代決者
知事の 権限に 属する 事務	省略		
	秘書広報統括監	省略	
	省略		
	課長	原子力安全対策推進監（担当事務に限る。）、 <u>感染症対策調整監</u> （担当事務に限る。）_____、 <u>水資源・ダム政策監</u> （担当事務に限る。）、 <u>高速道路推進監</u> （担当事務に限る。）、主幹等又は所長	省略
	省略		
原子力安全対策推進監、 <u>感染症対策</u>	原子力安全対策推進監、 <u>感染症対策調整</u>		

染症対策調整監、少子化対策推進マネージャ 二、水資源・ダム政策監及び高速道路推進監	源・ダム政策監又は高速道路推進監が指定した職員	
	省略	
省略		

2 省略

別表第1 (第4条関係)

省略

備考 1～4 省略

5 企画振興部政策企画局秘書課及び広報聴課に属する事務、企画振興部デジタル戦略局に属する事務、県民環境部防災局に属する事務並びに保健福祉部生きがい推進局に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、企画振興部政策企画局秘書課及び広報聴課に属する事務にあつては同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは「秘書広報統括監」と、企画振興部デジタル戦略局に属する事務にあつては同欄中「部長」とあるのは「デジタル変革担当部長」と、県民環境部防災局に属する事務にあつては同欄中「部長」とあるのは「防災安全統括部長」と、保健福祉部生きがい推進局に属する事務にあつては同欄中「部長」とあるのは「福祉政策統括監」とする。

(1)～(4) 省略

6 感染症対策調整監又は少子化対策推進マネージャーの担任事務に係るこの表2の部9の項、12の項(1)及び15の項(1)、8の部2の項(2)、3の項(2)及び4の項(2)、23の部1の項(2)並びに26の部1の項(3)アの規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、それぞれ「感染症対策調整監」又は「少子化対策推進マネージャー」とする。

7～9 省略

別表第2 (第4条関係)

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	知事	決裁区分			
				部長	局長	課長	主幹
職員厚生課	1～4 省略						

染症対策調整監_____ _____ _____ _____ 一、水資源・ダム政策監及び高速道路推進監	源・ダム政策監又は高速道路推進監が指定した職員	
	省略	
省略		

2 省略

別表第1 (第4条関係)

省略

備考 1～4 省略

5 企画振興部政策企画局秘書課及び広報聴課に属する事務並びに _____ 県民環境部防災局に属する事務 _____ に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、企画振興部政策企画局秘書課及び広報聴課に属する事務にあつては同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは「秘書広報統括監」と _____、県民環境部防災局に属する事務にあつては同欄中「部長」とあるのは「防災安全統括部長」 _____ とする。

(1)～(4) 省略

6 感染症対策調整監 _____ の担任事務に係るこの表2の部9の項、12の項(1)及び15の項(1)、8の部2の項(2)、3の項(2)及び4の項(2)、23の部1の項(2)並びに26の部1の項(3)アの規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、 _____ 「感染症対策調整監」 _____ とする。

7～9 省略

別表第2 (第4条関係)

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	知事	決裁区分			
				部長	局長	室長	主幹
職員厚生室	1～4 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
財政課	1～5 省略					
	6 行政評価システムに関する事務	1 行政評価システムの決定に関すること。	○			
		2 行政評価システムについての総合調整に関すること。		○		
		3 その他行政評価システムの実施に関すること。				○
7 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
財政課	1～5 省略					
	6 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	
行革分権課	1・2 省略						
	3 公社等外郭団体の運営等に係る総合調整に関する事務	1 公社等外郭団体の運営等に係る総合調整に関すること。			○		
	4 省略						
		5 行政手続に関する事務の総括に関する事務	1 条例又は規則に基づく処分等に係る行政手続制度の決定に関すること。	○			
			2 行政手続制度についての総合調整に関すること。			○	
	3 その他行政手続制度の実施に関すること。					○	
	6 省略						
	7 省略						
	8 省略						
9 内部統制の評価に関する事務	1 内部統制の方針及び体制に関する報告書の作成（地方自治法第150条第4項）	○					
10 省略							
11 工事等の入札及び契約の制度に関する事務	1 制度の決定及び変更に関すること。		○				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
行革分権課	1・2 省略					
	3 省略					
	4 省略					
	5 省略					
6 省略						
7 省略						

12 建設 工事の 請負者 等の選 定に関 する事 務	1 建設工事請負業者等の等級 別格付けに関する事（愛媛 県建設工事請負業者選定要領 第3条、愛媛県建設工事共同 企業体事務取扱要綱第12条第 1項）。		○		
	2 建設工事の請負契約に係る 請負者の選定に関する事。				
	(1) 1件の設計金額が5億円 以上のもの	○			
	(2) 1件の設計金額が5,000 万円以上5億円未満のもの		○		
	(3) 1件の設計金額が1,000 万円以上5,000万円未満の もの				○
	3 建設工事に関する調査、測 量及び設計の委託に係る受託 者の選定に関する事。				
	(1) 1件の設計金額が1億円 以上のもの	○			
	(2) 1件の設計金額が3,000 万円以上1億円未満のもの		○		
	(3) 1件の設計金額が1,000 万円以上3,000万円未満の もの				○
	13 工事 等の入 札の監 視に関 する事 務	1 請負者等の選定状況の調査 に関する事。			
2 入札の執行状況の調査に関 する事。					○

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
行 政 管 理 室	1 行政 評価シ ステム に関す る事務	1 行政評価システムの決定に 関すること。	○		
		2 行政評価システムについて の総合調整に関する事。		○	
		3 その他行政評価システムの 実施に関する事。			○
	2 公社 等外郭 団体の 運営等 に係る 総合調 整に関 する事 務	1 公社等外郭団体の運営等に 係る総合調整に関する事。			○
	3 行政 手続に 関する	1 条例又は規則に基づく処分 等に係る行政手続制度の決定 に関する事。	○		

事務の 総括に 関する 事務	2 行政手続制度についての総 括調整に関すること。			○	
	3 その他行政手続制度の実施 に関すること。				○
4 内部 統制の 評価に 関する 事務	1 内部統制の方針及び体制に 関する報告書の作成（地方自 治法第150条第4項）	○			
5 工事 等の入 札及び 契約の 制度に 関する 事務	1 制度の決定及び変更に関す ること。		○		
6 建設 工事の 請負者 等の選 定に関 する事 務	1 建設工事請負業者等の等級 別格付けに関すること（愛媛 県建設工事請負業者選定要領 第3条、愛媛県建設工事共同 企業体事務取扱要綱第12条第 1項）。		○		
	2 建設工事の請負契約に係る 請負者の選定に関すること。				
	(1) 1件の設計金額が5億円 以上のもの	○			
	(2) 1件の設計金額が5,000 万円以上5億円未満のもの		○		
	(3) 1件の設計金額が1,000 万円以上5,000万円未満の もの				○
	3 建設工事に関する調査、測 量及び設計の委託に係る受託 者の選定に関すること。				
	(1) 1件の設計金額が1億円 以上のもの	○			
	(2) 1件の設計金額が3,000 万円以上1億円未満のもの		○		
	(3) 1件の設計金額が1,000 万円以上3,000万円未満の もの				○
	7 工事 等の入 札の監 視に関 する事 務	1 請負者等の選定状況の調査 に関すること。			
2 入札の執行状況の調査に関 すること。					○

別表第3（第4条関係）

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長

別表第3（第4条関係）

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長

地域	1～5 省略					
政策課	6 離島振興法の施行に関する事務	1 離島振興計画の作成及び変更（第4条第1項、第7項、第11項、第15項）	○			
		2 離島振興計画案の提出の要求（第4条第5項、第15項）				○
		3・4 省略				
	7～10 省略					

地域	1～5 省略					
政策課	6 離島振興法の施行に関する事務	1 離島振興計画の作成及び変更（第4条第1項、第5項、第8項、第12項）	○			
		2 離島振興計画案の提出の要求（第4条第3項、第12項）				○
		3・4 省略				
	7～10 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				デジタル変革担当部長	局長	課長
スマート行政推進課	1～8 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
スマート行政推進課	1～8 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				デジタル変革担当部長	局長
総務事務改革室	1・2 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
総務事務改革室	1・2 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			専決者		
			知事	デジタル変革担当部長	局長 課長
デジタルシフト推進課	1～3 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			専決者		
			知事	部長	局長 課長
デジタルシフト推進課	1～3 省略				

別表第5（第4条関係）

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			専決者				
			知事	部長	局長	課長	主幹
県民生活課	1～16 省略						
	17 特定非営利活動促進法の施行に関する事務	1 設立の認証（第10条第1項）			○		
		2 認証の申請の縦覧（第10条第2項、第25条第5項、第34条第5項）				○	
		3 県警察本部長等の意見の聴取（第12条の2、第43条の2、第48条、第62条、第63条第5項、第65条第7項、第67条第4項）				○	
		4 登記をしないときの設立の認証の取消し（第13条第3項、第39条第2項）			○		
		5 仮理事及び特別代理人の選任（第17条の3、第17条の4）			○		
		6 定款の変更の認証（第25条第3項、第26条第3項、第53条第3項）			○		
	7 事業報告書等の閲覧及び謄写（第30条、第56条、第62条）				○		

別表第5（第4条関係）

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			専決者				
			知事	部長	局長	課長	主幹
県民生活課	1～16 省略						

4	犯罪被害者等の支援に関する施策の企画に関すること。	○		
5	犯罪被害者等の支援に関する施策の実施に関すること。			○

組織名	事務の種類	事項	法裁区分			
			知事	部長	局長	課長 主幹
男女 参画 ： 県 民 協 働 課	1 男女 共同参 画社会 づくり の総合 企画、 総合調 整及び 推進に 関する 事務	1 男女共同参画社会づくりの 企画に関すること。	○			
		2 男女共同参画に関する問題 の連絡調整に関すること。			○	
		3 男女共同参画に関する問題 の調査研究に関すること。			○	
		4 男女共同参画に関する施策 の実施に関すること。	○			
	2 愛媛 県男女 共同参 画推進 条例の 施行に 関する 事務	1 基本計画の策定及び変更 (第9条第1項、第4項、第 5項)	○			
		2 年次報告書の作成及び公表 (第16条)				○
		3 男女共同参画の状況等に 関すること。				
		(1) 報告の徴収(第20条第1 項)				○
		(2) 公表及び情報の提供等 (第20条第2項、第3項)			○	
	4 男女共同参画会議に 関すること。	○				
	3 特定 非営利 活動促 進法の 施行に 関する 事務	1 設立の認証(第10条第1 項)			○	
		2 認証の申請の公告及び公表 並びに縦覧(第10条第2項、 第25条第5項、第34条第5 項)				○
3 県警察本部長等の意見の聴 取(第12条の2、第43条の 2、第48条、第62条、第63条 第5項、第65条第7項、第67 条第4項)					○	
4 県警察本部長等からの意見 の受理(第12条の2、第43条 の3、第68条第2項)					○	
5 登記の届出等の受理(第13 条第2項、第25条第7項、第 39条第2項、第52条第1項、 第62条)					○	
6 登記をしないときの設立の 認証の取消し(第13条第3 項、第39条第2項)				○		

7 仮理事及び特別代理人の選任（第17条の3、第17条の4）			○		
8 監事からの報告の受理（第18条第3号）				○	
9 役員の変更等の届出の受理（第23条第1項、第52条第1項、第62条）					○
10 定款の変更の認証（第25条第3項、第26条第3項、第53条第3項）			○		
11 定款の変更の届出の受理（第25条第6項、第52条第1項、第53条第3項、第62条）					○
12 事業報告書等の提出の受理（第29条、第49条第4項、第51条第5項、第52条第1項、第2項、第53条第4項、第55条、第62条、第63条第5項）				○	
13 事業報告書等の閲覧及び謄写（第30条、第56条、第62条）				○	
14 事業の成功の不能による解散の認定（第31条第2項）			○		
15 解散の届出の受理（第31条第4項）					○
16 清算人の届出の受理（第31条の8）					○
17 残余財産の譲渡の認証（第32条第2項）			○		
18 清算終了の届出の受理（第32条の3）					○
19 合併の認証（第34条第3項）			○		
20 報告の徴収及び検査（第41条第1項、第64条第1項、第2項）			○		
21 改善命令（第42条）			○		
22 改善命令違反等に係る設立の認証の取消し（第43条第1項、第2項）			○		
23 認定（第44条第1項、第49条第1項から第3項まで）			○		
24 認定の有効期間の更新（第49条第1項、第2項、第51条第2項、第5項）			○		
25 特例認定（第49条第1項から第3項まで、第58条第1項、第62条）			○		
26 合併の認定（第49条第1項から第3項まで、第63条第1項、第2項、第5項）			○		
27 認定等の取消し（第49条第1項から第3項まで、第67条）			○		

	28 代表者の氏名の変更の届出の処理（第53条第1項、第2項、第62条）					○
	29 認定の失効の公示等（第57条第2項、第3項、第62条）					○
	30 勧告、命令等（第65条第1項から第4項まで、第6項）	○				
	31 その他の事業の停止命令（第65条第6項、第66条）	○				
	32 他の都道府県知事等に対する意見の具申及び要請（第68条第1項、第3項）					○
4 ボランティアに関する施策の総合企画、総合調整及び推進に関する事務	1 ボランティアに関する施策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。	○				
5 県民による地域社会づくりに関する事務	1 県民による地域社会づくりの推進に関すること。	○				

組織名	事務の種類	事項	知事	決裁区分		
				専決者		
				防災安全統括部長	局長	課長 主幹
消防防災安全課	1～10 省略					

組織名	事務の種類	事項	知事	決裁区分		
				専決者		
				防災安全統括部長	局長	課長 主幹
消防防災安全課	1～10 省略					
	11 ガス事業法の施行に関する事務	1 監督処分に関すること。 (1) 報告の徴収（第46条第1項） (2) 立入検査（第47条第1項） (3) ガス用品の提出命令（第47条の2第1項） (4) 国への報告（ガス事業法施行令第12条第2項）				○
			○			
			○			
						○

11 省略					
12 省略					
13 省略					

12 省略					
13 省略					
14 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
環境 ・ ゼロ カー ボン 推進課	1～31 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
環 境 政 策 課	1～31 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
自 然	1～7 省略					
保 護 課	8 特定 外来生 物によ る生態 系等に 係る被 害の防 止に関 する法 律の施 行に関 する事 務	1 特定外来生物の防除に関すること。				
		(1) 主務大臣等による防除に関する意見の具申等（第11条第2項、第3項）				○
		(2) 防除の実施（第17条の2第1項、第2項）	○			
		(3) 負担金の納付の命令（第16条、第17条第1項、第17条の2第5項）		○		
		(4) 負担金の督促（第17条第2項、第17条の2第5項）		○		
		(5) 負担金の強制徴収（第17条第4項、第17条の2第5項）		○		
		(6) 土地への立入り等（第13条第3項、第5項、第17条の3）		○		
		(7) 損失の補償（第14条第1項、第3項、第17条の3第3項）		○		
		(8) 市町村等による防除に関する意見の具申（第17条の4第2項、第18条第2項）				○
(9) 主務大臣に対する協力（第28条の2）				○		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
自 然	1～7 省略					
保 護 課						

9 省略					
10 省略					

別表第6（第4条関係）

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
保健福祉課	1～19 省略						

8 省略					
9 省略					

別表第6（第4条関係）

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
保健福祉課	1～19 省略	1 新型コロナウイルス感染症対策に関すること。					
		(1) 特に重要なもの	○				
		(2) 重要なもの		○			
		(3) 軽易なもの				○	
		（他の 主管に 属する ものを 除く。 ）					

備考 この表20の部の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「感染症対策調整監」とする。

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
健康増進課	1～19 省略						

備考 この表1の部、4の部及び5の部
____の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「感染症対策調整監」とする。

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
健康増進課	1～19 省略						

備考 新型コロナウイルス感染症に関する事務に係るこの表4
の部の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「感染症対策調整監」とする。

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
薬務衛生課	1～26 省略						

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
薬務衛生課	1～26 省略	1 第58回献血運動推進全国大会の開催準備に関すること。					
		27 第58回献血					

運動推	(1) 特に重要なもの	<input type="radio"/>			
進全国	(2) 重要なもの		<input type="radio"/>		
大会に 関する 事務	(3) 軽易なもの			<input type="radio"/>	

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				福 祉 政 策 統 括 監 視	局 長	課 長
男女 参画 ：子 育 て 支 援 課	1～12 省略					
13 男女 共同参 画社会 づくり の総合 企画、 総合調 整及び 推進に 関する 事務	1 男女共同参画社会づくりの 企画に関すること。	<input type="radio"/>				
	2 男女共同参画に関する問題 の連絡調整に関すること。			<input type="radio"/>		
	3 男女共同参画に関する問題 の調査研究に関すること。		<input type="radio"/>			
	4 男女共同参画に関する施策 の実施に関すること。	<input type="radio"/>				
14 愛媛 県男女 共同参 画推進 条例の 施行に 関する 事務	1 基本計画の策定及び変更 (第9条第1項、第4項、第 5項)	<input type="radio"/>				
	2 年次報告書の作成及び公表 (第16条)			<input type="radio"/>		
	3 男女共同参画の状況等に 関する公表及び情報の提供等 (第20条第2項、第3項)		<input type="radio"/>			
	4 男女共同参画会議に関する こと。	<input type="radio"/>				
15 青少 年対策 に 関 する 事務	1 青少年問題に係る施策の実 施計画の策定	<input type="radio"/>				
	2 青少年問題に係る施策の実 施に関すること。			<input type="radio"/>		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
子育 て 支 援 課	1～12 省略					

16 青少年対策に係る連絡調整に関する事務	1 青少年対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。		○	
	17 愛媛県青少年保護条例の施行に関する事務	1 勧告に従わない旨の公表に係る意見を述べる機会の付与（第13条の12第3項）		○
	2 審議会への諮問（第16条第1項）	○		
	3 審議会専門委員への諮問（第16条第1項）			○

備考 この表9の部7の項、13の部及び14の部の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「少子化対策推進マネージャー」とする。

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			専決者			
			知事	福祉政策統括監	局長	課長
障がい福祉課	1～11 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			専決者			
			知事	部長	局長	課長
障がい福祉課	1～11 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			専決者			
			知事	福祉政策統括監	局長	課長
長寿介護課	1～26 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			専決者			
			知事	部長	局長	課長
長寿介護課	1～26 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			専決者		
			知事	福祉政策統括監	局長

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			専決者		
			知事	部長	局長

ね ん り ん ビ ック 推 進 課	1 省略					

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
経営 支援 課	1～11 省略					
	12 商工会及び 商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の施行に関する事務					
	1 省略					
	2 省略					
	13～17 省略					

別表第8（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農地 担 い 手 対 策 室	1～8 省略				
	9 農地 中間管理事業の推進に関する法律の施行に関する事務	1 省略 2 農地中間管理機構に関する こと。			

ね ん り ん ビ ック 推 進 課	1 省略					

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
経営 支援 課	1～11 省略					
	12 商工会及び 商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の施行に関する事務	1 事業継続力強化支援計画に 関すること。 (1) 認定（第5条第1項、第 7項） (2) 変更の認定（第5条第7 項、第6条第1項、第3 項） (3) 認定の取消し（第6条第 2項） (4) 事業継続力強化支援事業 の実施状況の報告の徴収 （第11条第1項）				○
	2 省略					
	3 省略					
	13～17 省略					

別表第8（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農地 担 い 手 対 策 室	1～8 省略				
	9 農地 中間管理事業の推進に関する法律の施行に関する事務	1 省略 2 農地中間管理機構に関する こと。 (1) 指定（第4条、第5条第 1項、第31条） (2) 農地中間管理事業評価委 員会委員の認可（第6条第 3項、第31条） (3) 役員の選任及び解任の認 可並びに解任命令（第7 条、第31条）			○

(1) 省略				
(2) 省略				
(3) 農用地利用集積等促進計画の認可に係る協議（第18条第6項）				○
(4) 省略				
10～12 省略				

(4) 省略				
(5) 省略				
(6) 農地中間管理事業に関する監督命令（第13条）			○	
(7) 農地中間管理事業の休廃止の認可（第14条第1項、第3項、第31条）			○	
(8) 指定の取消し（第15条、第31条）			○	
(9) 農用地利用配分計画の認可（第18条第1項、第7項）			○	
(10) 農用地利用配分計画の認可に係る協議（第18条第6項）				○
(11) 農用地利用配分計画によらない賃借権の設定等の協議に対する同意（第19条の2第1項）				○
(12) 農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除の承認（第20条、第21条第2項）			○	
(13) 業務の委託の承認（第22条第2項本文）				○
(14) 業務を実施する者の指定（第22条第2項ただし書）				○
(15) 報告徴収及び立入検査（第30条第1項、第2項）				○
(16) 省略				
10～12 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
食ブランドマネージング課	1・2 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
ブランド戦略課	1・2 省略					

別表第9（第4条関係）

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

別表第9（第4条関係）

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分							
			知 事	専決者						
				部 長	局 長	課 長	主 幹			
河川課	1～10 省略									
11 特定 都市河 川浸水 被害対 策法の 施行に 関する 事務	1 特定都市河川及び特定都市河川流域に関する <u>こと。</u>									
	(1) 国土交通大臣への協議 <u>(第3条第7項、第11項)</u>		○							
	(2) 意見の具申（第3条第8項、第11項）		○							
	(3) 市町の長及び特定都市下水道の下水道管理者の意見聴取（第3条第9項、第11項）		○							
	(4) 基準降雨の決定（特定都市河川浸水被害対策法施行令第9条第2項）		○							
	2 流域水害対策計画に関する <u>こと。</u>									
	(1) 策定及び変更（第4条第1項、第10項、第12項）		○							
	(2) 国土交通大臣への協議 <u>(第4条第4項、第12項)</u>		○							
	(3) 学識経験者の意見聴取 <u>(第4条第5項、第12項)</u>		○							
	3 貯留機能保全区域に関する <u>こと。</u>									
	(1) 市町の長の意見聴取（第53条第2項、第6項）		○							
	(2) 土地の所有者の意見聴取 <u>(第53条第3項、第6項)</u>		○							
	4 浸水被害防止区域に係る市町の長の意見聴取（第56条第5項、第11項）		○							
	5 市町が定める条例に係る協議及び同意（第33条第2項、第57条第3項、第67条第5項、第68条第3項、第71条第3項）		○							
6 他の都道府県知事に対する情報提供、助言その他の援助 <u>(第78条第1項)</u>							○			
7 河川協力団体に対する協力の要請（第78条第2項）							○			

備考 省略

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分							
			知 事	専決者						
				部 長	局 長	課 長	主 幹			
河川課	1～10 省略									

備考 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第6号

庁 中 一 般
地 方 局

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2～10 省略</p> <p><u>11</u> 省略</p> <p><u>12</u> 省略</p> <p><u>13</u> 省略</p> <p><u>14</u> 省略</p> <p><u>15</u> 省略</p> <p><u>16</u> 省略</p> <p><u>17</u> 省略</p> <p><u>18</u> 省略</p> <p><u>19</u> 省略</p> <p><u>20</u> 省略</p> <p><u>21</u> 省略</p> <p><u>22</u> 省略</p> <p><u>23</u> 省略</p> <p><u>24</u> 省略</p> <p><u>25</u> 省略</p> <p><u>26</u> 省略</p> <p><u>27</u> 省略</p> <p><u>28</u> 省略</p> <p><u>29</u> 省略</p> <p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 地方局長に委任する事務のうち、農林水産振興部に关するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(32)の2 省略</p> <p>(32)の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条並びに第24条の規定に基づく知事の権限に属する事務に关すること。</p> <p>ア～タ 省略</p> <p><u>チ 知事の承認を得た紅プリンセス生産販売支援事業費補助金</u></p> <p><u>ツ 知事の承認を得た再編復旧園発スマートアグリ推進事業費補助金</u></p> <p>(33)～(66) 省略</p> <p>5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に关するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(32)の39 省略</p> <p><u>(32)の39の2 特定都市河川浸水被害対策法第6条第1項及び第7</u></p>	<p>(職務)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2～10 省略</p> <p><u>11 復興監は、上司の命を受け、地方局管内の平成30年7月豪雨等に係る災害復旧及び復興に关する事務を掌理し、当該事務を担当するグループに属する職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>12</u> 省略</p> <p><u>13</u> 省略</p> <p><u>14</u> 省略</p> <p><u>15</u> 省略</p> <p><u>16</u> 省略</p> <p><u>17</u> 省略</p> <p><u>18</u> 省略</p> <p><u>19</u> 省略</p> <p><u>20</u> 省略</p> <p><u>21</u> 省略</p> <p><u>22</u> 省略</p> <p><u>23</u> 省略</p> <p><u>24</u> 省略</p> <p><u>25</u> 省略</p> <p><u>26</u> 省略</p> <p><u>27</u> 省略</p> <p><u>28</u> 省略</p> <p><u>29</u> 省略</p> <p><u>30</u> 省略</p> <p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 地方局長に委任する事務のうち、農林水産振興部に关するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(32)の2 省略</p> <p>(32)の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条並びに第24条の規定に基づく知事の権限に属する事務に关すること。</p> <p>ア～タ 省略</p> <p>(33)～(66) 省略</p> <p>5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に关するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(32)の39 省略</p>

条第1項の規定に基づく流域水害対策協議会の組織に関するこ
と。

(32)の39の3 特定都市河川浸水被害対策法第11条第1項、第12条
第2項、第13条及び第14条の規定に基づく雨水貯留浸透施設整
備計画の認定に関すること。

(32)の39の4 特定都市河川浸水被害対策法第15条の規定に基づく
認定事業者に対する助言及び指導に関すること。

(32)の39の5 特定都市河川浸水被害対策法第19条第1項及び第2
項並びに第21条から第23条までの規定に基づく雨水貯留浸透施
設の管理協定の締結等に関すること。

(32)の39の6 特定都市河川浸水被害対策法第25条の規定に基づく
認定計画に関する報告の徴収に関すること。

(32)の39の7 特定都市河川浸水被害対策法第26条の規定に基づく
認定事業者の地位の承継の承認に関すること。

(32)の39の8 特定都市河川浸水被害対策法第27条の規定に基づく
認定事業者に対する改善命令に関すること。

(32)の39の9 特定都市河川浸水被害対策法第28条の規定に基づく
雨水貯留浸透施設整備計画の認定の取消しに関すること。

(32)の39の10 特定都市河川浸水被害対策法第48条第1項及び第49
条から第51条までの規定に基づく保全調整池の管理協定の締結
等に関すること。

(32)の39の11 特定都市河川浸水被害対策法第54条第1項の規定に
基づく貯留機能保全区域の標識の設置に関すること。

(32)の39の12 特定都市河川浸水被害対策法第54条第4項及び第5
項の規定に基づく標識の設置に伴う損失の補償に関すること。

(32)の40～(77) 省略

6 省略

(地方局長の専決事項)

第14条 省略

2～4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、農林水産振興部に關する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(9)の12 省略

(9)の13 農業経営基盤強化促進法第12条第6項（同法第13条第3
項において準用する場合を含む。）の規定に基づく農業経営改
善計画の記載事項の協議に対する同意に関すること。

(9)の14 農業経営基盤強化促進法第12条第11項（同法第13条第3
項において準用する場合を含む。）の規定に基づく農業経営改
善計画の記載事項の同意に係る協議に関すること。

(9)の15 省略

(9)の16 省略

(9)の17 省略

(9)の18 省略

(10)～(52) 省略

6～9 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(12)の71 省略

(12)の71の2 特定都市河川浸水被害対策法第6条第1項及び第7
条第1項の規定に基づく流域水害対策協議会の組織に関するこ
と。

(32)の40～(77) 省略

6 省略

(地方局長の専決事項)

第14条 省略

2～4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、農林水産振興部に關する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(9)の12 省略

(9)の13 省略

(9)の14 省略

(9)の15 省略

(9)の16 省略

(10)～(52) 省略

6～9 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(12)の71 省略

⑫の71の3 特定都市河川浸水被害対策法第11条第1項、第12条第2項、第13条及び第14条の規定に基づく雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関すること。

⑫の71の4 特定都市河川浸水被害対策法第15条の規定に基づく認定事業者に対する助言及び指導に関すること。

⑫の71の5 特定都市河川浸水被害対策法第19条第1項及び第2項並びに第21条から第23条までの規定に基づく雨水貯留浸透施設の管理協定の締結等に関すること。

⑫の71の6 特定都市河川浸水被害対策法第25条の規定に基づく認定計画に関する報告の徴収に関すること。

⑫の71の7 特定都市河川浸水被害対策法第26条の規定に基づく認定事業者の地位の承継の承認に関すること。

⑫の71の8 特定都市河川浸水被害対策法第27条の規定に基づく認定事業者に対する改善命令に関すること。

⑫の71の9 特定都市河川浸水被害対策法第28条の規定に基づく雨水貯留浸透施設整備計画の認定の取消しに関すること。

⑫の71の10 特定都市河川浸水被害対策法第48条第1項及び第49条から第51条までの規定に基づく保全調整池の管理協定の締結等に関すること。

⑫の71の11 特定都市河川浸水被害対策法第54条第1項の規定に基づく貯留機能保全区域の標識の設置に関すること。

⑫の71の12 特定都市河川浸水被害対策法第54条第4項及び第5項の規定に基づく標識の設置に伴う損失の補償に関すること。

⑫の72～(26)の16 省略

2～4 省略

⑫の72～(26)の16 省略

2～4 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第7号

地 方 局

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 専決 部長、支局長、課長（税務室長及び出納室長を含む。以下同じ。）<u> </u>、総務県民室長、東予地方局防災対策室長、南予地方局防災対策室長、福祉室長、商工観光室長、地域農業育成室長、産地戦略推進室長若しくは企画調整室長（第5条及び別表第1の4の部1の項(1)ウにおいて「室長」という。）又は主幹（担当事務に限る。）、課長補佐、中予地方局防災対策室長、地域政策班長（担当事務に限る。）、納税室長、納税班長（担当事務に限る。）若しくは検査室長（以下「主幹等」という。）が、常時、局長（土木事務所及びダム管理事務所の課長にあつては、各所長）に代わつて特に定められ</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 専決 部長、支局長、課長（税務室長及び出納室長を含む。以下同じ。）、<u>復興監</u>、総務県民室長、東予地方局防災対策室長、南予地方局防災対策室長、福祉室長、商工観光室長、地域農業育成室長、産地戦略推進室長若しくは企画調整室長（第5条及び別表第1の4の部1の項(1)ウにおいて「室長」という。）又は主幹（担当事務に限る。）、課長補佐、中予地方局防災対策室長、地域政策班長（担当事務に限る。）、納税室長、納税班長（担当事務に限る。）若しくは検査室長（以下「主幹等」という。）が、常時、局長（土木事務所及びダム管理事務所の課長にあつては、各所長）に代わつて特に定められ</p>

た範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。

(3) 省略

(代決者)

第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	決裁者	代決者	
		第1次代決者	第2次代決者
局長の権限に属する事務	省略		
	省略		
省略			

2 省略

別表第1 (第4条関係)

局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事項	決裁区分			
		局長	専決者		
			部長	課長	主幹
1～3 省略					
4 人事管理に関する事務	1 職員及び管内の地方局に属する機関の職員（以下「所属職員」という。）の身分及び服務に関すること。				
	(1) 出張、休暇、育児休業等、職務専念義務の免除等（(2)及び(3)に掲げるものを除く。）				
	ア・イ 省略				
	ウ 支局長、課長、室長及び技幹 _____ に係るもの				
	(ア)～(ウ) 省略				
	エ・オ 省略				
	(2)～(7) 省略				
	2・3 省略				
5～12 省略					

備考 1～10 省略

別表第2 (第4条関係)

局長の権限に属する地域産業振興部関係事務及び支局関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			局長	専決者		
				部長	課長	課長補佐
総務課	1～5 省略					
	6 管内の公有財産の	1・2 省略				
		3 その他公有財産の管理に関すること。				

た範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。

(3) 省略

(代決者)

第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	決裁者	代決者	
		第1次代決者	第2次代決者
局長の権限に属する事務	省略		
	復興監	復興監が指定した職員	
	省略		
省略			

2 省略

別表第1 (第4条関係)

局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事項	決裁区分			
		局長	専決者		
			部長	課長	主幹
1～3 省略					
4 人事管理に関する事務	1 職員及び管内の地方局に属する機関の職員（以下「所属職員」という。）の身分及び服務に関すること。				
	(1) 出張、休暇、育児休業等、職務専念義務の免除等（(2)及び(3)に掲げるものを除く。）				
	ア・イ 省略				
	ウ 支局長、課長、室長、技幹及び復興監に係るもの				
	(ア)～(ウ) 省略				
	エ・オ 省略				
	(2)～(7) 省略				
	2・3 省略				
5～12 省略					

備考 1～10 省略

11 復興監の担当事務に係るこの表1の部6の項及び9の項、11の部1の項(3)並びに12の部3の項の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」又は「主幹」とあるのは、「復興監」とする。

別表第2 (第4条関係)

局長の権限に属する地域産業振興部関係事務及び支局関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			局長	専決者		
				部長	課長	課長補佐
総務課	1～5 省略					
	6 管内の公有財産の	1・2 省略				
		3 その他公有財産の管理に関すること。				

総合管理に関する事務	(1) 省略				
	(2) 公舎（総務部総務管理課及び職員厚生課が管理するものを除く。）の入居の決定及び貸付料の徴収				○
7～43 省略					

備考 省略

別表第4（第4条関係）

局長の権限に属する農林水産振興部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者 部長	課長
農業	1～16 省略				
振興課	17 農業 経営基盤強化 促進法の施行 に関する事務	1 省略			
		2 農業経営改善計画の記載事項に関すること。			
		(1) 協議に対する同意（第12条第6項、第13条第3項）			○
		(2) 同意に係る協議（第12条第11項、第13条第3項）			○
18・19 省略					

備考 省略

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			局長	部長	課長	主幹
農村整備課	1～9 省略					

備考 1・2 省略

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者 部長	室長
企画調整室	1～3 省略				

備考 1 省略

2 南予地方局においては、平成30年7月豪雨等に係る災害復旧及び復興に関するこの表3の部に掲げる事務

総合管理に関する事務	(1) 省略				
	(2) 公舎（総務部総務管理課及び人事課職員厚生室が管理するものを除く。）の入居の決定及び貸付料の徴収				○
7～43 省略					

備考 省略

別表第4（第4条関係）

局長の権限に属する農林水産振興部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者 部長	課長
農業	1～16 省略				
振興課	17 農業 経営基盤強化 促進法の施行 に関する事務	1 省略			
18・19 省略					

備考 省略

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			局長	部長	課長	主幹
農村整備課	1～9 省略					

備考 1・2 省略

3 南予地方局においては、平成30年7月豪雨等に係る災害復旧及び復興に関するこの表2の部1の項(3)、3の項、5の項及び6の項(3)に掲げる事務については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「復興監」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者 部長	室長
企画調整室	1～3 省略				

備考 1 省略

2 南予地方局においては、平成30年7月豪雨等に係る災害復旧及び復興に関するこの表3の部に掲げる事務

29	省略			
30	省略			
31	省略			
32	省略			
33	省略			
34	省略			
35	省略			
36	省略			
37	省略			
38	省略			

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			所長	専決者 課長	主幹
用地管理課	1～23 省略				
	24 特定都市河川浸水被害対策法の施行に関する事務	1 流域水害対策協議会の組織（第7条第1項）	○		
		2 雨水貯留浸透施設整備計画に関すること。 (1) 公共下水道管理者への協議（第12条第2項、第14条第2項）	○		
		(2) 認定事業者に対する助言及び指導（第15条）	○		
		(3) 雨水貯留浸透施設の管理協定の締結及び変更（第19条第1項、第2項、第22条、第23条）	○		
		(4) 雨水貯留浸透施設の管理協定の縦覧（第21条第1項）	○		
		3 保全調整池に関すること。 (1) 管理協定の締結及び変更（第48条第1項、第50条、第51条）	○		
		(2) 管理協定の縦覧（第49条第1項、第51条）	○		
		4 貯留機能保全区域に関すること。 (1) 標識の設置（第54条第1項）	○		
		(2) 損失の補償（第54条第4項、第5項）	○		
	25	省略			
	26	省略			
	27	省略			
	28	省略			
29	省略				
30	省略				
31	省略				
32	省略				

28	省略			
29	省略			
30	省略			
31	省略			
32	省略			
33	省略			
34	省略			
35	省略			
36	省略			
37	省略			

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			所長	専決者 課長	主幹
用地管理課	1～23 省略				
24	省略				
25	省略				
26	省略				
27	省略				
28	省略				
29	省略				
30	省略				
31	省略				

33	省略				
34	省略				
35	省略				
36	省略				
37	省略				
38	省略				
39	省略				
40	省略				
41	省略				
42	省略				
43	省略				
44	省略				
45	省略				
46	省略				
47	省略				
48	省略				
49	省略				
50	省略				
51	省略				
52	省略				

32	省略				
33	省略				
34	省略				
35	省略				
36	省略				
37	省略				
38	省略				
39	省略				
40	省略				
41	省略				
42	省略				
43	省略				
44	省略				
45	省略				
46	省略				
47	省略				
48	省略				
49	省略				
50	省略				
51	省略				

備考 1 東予地方局今治土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から3の部まで、4の部2の項、5の部から8の部まで、11の部から38の部まで、40の部、41の部、44の部1の項及び52の部に掲げる事務については「管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

2 南予地方局大洲土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から3の部まで、4の部2の項、5の部から8の部まで、11の部から38の部まで、44の部1の項及び52の部1の項に掲げる事務については「事業管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

3 南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から8の部まで及び11の部から52の部までに掲げる事務については「管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

備考 1 東予地方局今治土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から3の部まで、4の部2の項、5の部から8の部まで、11の部から37の部まで、39の部、40の部、43の部1の項及び51の部に掲げる事務については「管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

2 南予地方局大洲土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から3の部まで、4の部2の項、5の部から8の部まで、11の部から37の部まで、43の部1の項及び51の部1の項に掲げる事務については「事業管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

3 南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から8の部まで及び11の部から51の部までに掲げる事務については「管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第8号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

2～4 省略

別表1 (第4条関係)

第一 省略

第二 寸法

公 印 の 種 類	寸 法 方 (ミリメートル)
職印	省略 20
省略	
秘書広報統括監印	
福祉政策統括監印	
省略	
省略	

2～4 省略

別表1 (第4条関係)

第一 省略

第二 寸法

公 印 の 種 類	寸 法 方 (ミリメートル)
職印	省略
省略	
秘書広報統括監印	
省略	
省略	
省略	

(愛媛県農林水産研究所処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県農林水産研究所処務規程 (昭和50年愛媛県訓令第1号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 研究所の部、センター及び所並びに課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>林業研究センター</p> <p>省略</p> <p><u>人材育成室</u></p> <p>(1) 林業、森林、緑化及びカーボンニュートラルに関する研修の実施に関すること。</p> <p>(2) <u>スマート林業の推進に関すること。</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 研究所の部、センター及び所並びに課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>林業研究センター</p> <p>省略</p> <p><u>研修課</u></p> <p>(1) 林業、森林及び緑化 _____ に関する研修の実施に関すること。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p>

(愛媛県青少年対策本部規程の一部改正)

第4条 愛媛県青少年対策本部規程 (昭和54年愛媛県訓令第13号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前									
<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、福祉政策統括監の職にある者をもつて充てる。</p> <p>3 省略</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 対策本部の事務を処理するため、保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課長の職にある者をもつて充てる。</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>1 省略</td></tr> <tr><td><u>2 省略</u></td></tr> <tr><td><u>3 省略</u></td></tr> <tr><td><u>4 省略</u></td></tr> </table>	1 省略	<u>2 省略</u>	<u>3 省略</u>	<u>4 省略</u>	<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、<u>県民環境部長</u>の職にある者をもつて充てる。</p> <p>3 省略</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 対策本部の事務を処理するため、<u>県民環境部県民生活局県民生活課</u> _____ に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>県民環境部県民生活局県民生活課長</u> _____ の職にある者をもつて充てる。</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>1 省略</td></tr> <tr><td><u>2 保健福祉部長</u></td></tr> <tr><td><u>3 省略</u></td></tr> <tr><td><u>4 省略</u></td></tr> <tr><td><u>5 省略</u></td></tr> </table>	1 省略	<u>2 保健福祉部長</u>	<u>3 省略</u>	<u>4 省略</u>	<u>5 省略</u>
1 省略										
<u>2 省略</u>										
<u>3 省略</u>										
<u>4 省略</u>										
1 省略										
<u>2 保健福祉部長</u>										
<u>3 省略</u>										
<u>4 省略</u>										
<u>5 省略</u>										

(愛媛県長寿社会対策本部規程の一部改正)

第5条 愛媛県長寿社会対策本部規程（昭和59年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前													
<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、<u>福祉政策統括監</u>の職にある者をもつて充てる。</p> <p>3 省略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1～4 省略</td></tr> <tr><td><u>5 保健福祉部長</u></td></tr> <tr><td><u>6</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>7</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>8</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>9</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>10</u> 省略</td></tr> </table>	1～4 省略	<u>5 保健福祉部長</u>	<u>6</u> 省略	<u>7</u> 省略	<u>8</u> 省略	<u>9</u> 省略	<u>10</u> 省略	<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、<u>保健福祉部長</u>の職にある者をもつて充てる。</p> <p>3 省略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1～4 省略</td></tr> <tr><td><u>5</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>6</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>7</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>8</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>9</u> 省略</td></tr> </table>	1～4 省略	<u>5</u> 省略	<u>6</u> 省略	<u>7</u> 省略	<u>8</u> 省略	<u>9</u> 省略
1～4 省略														
<u>5 保健福祉部長</u>														
<u>6</u> 省略														
<u>7</u> 省略														
<u>8</u> 省略														
<u>9</u> 省略														
<u>10</u> 省略														
1～4 省略														
<u>5</u> 省略														
<u>6</u> 省略														
<u>7</u> 省略														
<u>8</u> 省略														
<u>9</u> 省略														

(愛媛県男女共同参画推進本部規程の一部改正)

第6条 愛媛県男女共同参画推進本部規程（平成2年愛媛県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、<u>保健福祉部生きがい推進局</u>の所掌事務を担当する副知事をもつて充てる。</p> <p>3 副本部長は、<u>福祉政策統括監</u>をもつて充てる。</p> <p>4 省略</p> <p>(幹事会)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 幹事長は、<u>保健福祉部生きがい推進局長</u>の職にある者をもつて充てる。</p> <p>4～6 省略</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 推進本部の事務を処理するため、<u>保健福祉部生きがい推進局</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>保健福祉部生きがい推進局長</u>の職にある者をもつて充てる。</p> <p>別表1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1 省略</td></tr> <tr><td><u>2 秘書広報統括監</u></td></tr> <tr><td><u>3 デジタル変革担当部長</u></td></tr> <tr><td><u>4 福祉政策統括監</u></td></tr> <tr><td><u>5 理事</u></td></tr> <tr><td><u>6</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>7</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>8</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>9</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>10</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>11</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>12</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>13</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>14</u> 省略</td></tr> </table>	1 省略	<u>2 秘書広報統括監</u>	<u>3 デジタル変革担当部長</u>	<u>4 福祉政策統括監</u>	<u>5 理事</u>	<u>6</u> 省略	<u>7</u> 省略	<u>8</u> 省略	<u>9</u> 省略	<u>10</u> 省略	<u>11</u> 省略	<u>12</u> 省略	<u>13</u> 省略	<u>14</u> 省略	<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、<u>県民環境部県民生活局</u>の所掌事務を担当する副知事をもつて充てる。</p> <p>3 副本部長は、<u>県民環境部長</u>をもつて充てる。</p> <p>4 省略</p> <p>(幹事会)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 幹事長は、<u>県民環境部県民生活局長</u>の職にある者をもつて充てる。</p> <p>4～6 省略</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 推進本部の事務を処理するため、<u>県民環境部県民生活局</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>県民環境部県民生活局長</u>の職にある者をもつて充てる。</p> <p>別表1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1 省略</td></tr> <tr><td><u>2</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>3</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>4</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>5</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>6</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>7</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>8</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>9</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>10</u> 省略</td></tr> </table>	1 省略	<u>2</u> 省略	<u>3</u> 省略	<u>4</u> 省略	<u>5</u> 省略	<u>6</u> 省略	<u>7</u> 省略	<u>8</u> 省略	<u>9</u> 省略	<u>10</u> 省略
1 省略																									
<u>2 秘書広報統括監</u>																									
<u>3 デジタル変革担当部長</u>																									
<u>4 福祉政策統括監</u>																									
<u>5 理事</u>																									
<u>6</u> 省略																									
<u>7</u> 省略																									
<u>8</u> 省略																									
<u>9</u> 省略																									
<u>10</u> 省略																									
<u>11</u> 省略																									
<u>12</u> 省略																									
<u>13</u> 省略																									
<u>14</u> 省略																									
1 省略																									
<u>2</u> 省略																									
<u>3</u> 省略																									
<u>4</u> 省略																									
<u>5</u> 省略																									
<u>6</u> 省略																									
<u>7</u> 省略																									
<u>8</u> 省略																									
<u>9</u> 省略																									
<u>10</u> 省略																									

15 省略

16 省略

別表2 (第6条関係)

1～4 省略

5 省略

6 保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課長

7 保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課少子化対策推進マネージャー

8 省略

9 省略

10 省略

11 省略

12 省略

13 警察本部警務部警務課長

11 省略

12 省略

別表2 (第6条関係)

1～4 省略

5 県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課長

6 省略

7 省略

8 省略

9 省略

10 省略

11 省略

12 警察本部警務課長

(愛媛県県民総合相談プラザ及び県民相談プラザ規程の一部改正)

第7条 愛媛県県民総合相談プラザ及び県民相談プラザ規程(平成3年愛媛県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>別表(第4条関係)</p> <p>1 県民総合相談プラザ</p> <table border="1"> <tr><td>室長</td><td>省略</td></tr> <tr><td>室長補佐</td><td>省略</td></tr> <tr><td>室員</td><td><u>企画振興部政策企画局広報広聴課情報公開・広聴グループ</u>に属する職員</td></tr> </table> <p>2 省略</p>	室長	省略	室長補佐	省略	室員	<u>企画振興部政策企画局広報広聴課情報公開・広聴グループ</u> に属する職員	<p>別表(第4条関係)</p> <p>1 県民総合相談プラザ</p> <table border="1"> <tr><td>室長</td><td>省略</td></tr> <tr><td>室長補佐</td><td>省略</td></tr> <tr><td>室員</td><td><u>企画振興部政策企画局広報広聴課広聴・相談係</u> _____に属する職員</td></tr> </table> <p>2 省略</p>	室長	省略	室長補佐	省略	室員	<u>企画振興部政策企画局広報広聴課広聴・相談係</u> _____に属する職員
室長	省略												
室長補佐	省略												
室員	<u>企画振興部政策企画局広報広聴課情報公開・広聴グループ</u> に属する職員												
室長	省略												
室長補佐	省略												
室員	<u>企画振興部政策企画局広報広聴課広聴・相談係</u> _____に属する職員												

(愛媛県農林水産業総合対策推進班規程の一部改正)

第8条 愛媛県農林水産業総合対策推進班規程(平成6年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表(第3条関係)</p> <p>1～11 省略</p> <p>12 <u>農林水産部農政企画局食ブランドマーケティング課主幹</u> (農林水産部長が指定するものに限る。)</p> <p>13 <u>農林水産部農政企画局食ブランドマーケティング課ブランド推進グループ担当係長</u>(農林水産部長が指定するものに限る。)</p> <p>14 <u>農林水産部農政企画局食ブランドマーケティング課流通戦略グループ担当係長</u>(農林水産部長が指定するものに限る。)</p> <p>15 <u>農林水産部農政企画局食ブランドマーケティング課地産地消グループ担当係長</u></p> <p>16～35 省略</p>	<p>別表(第3条関係)</p> <p>1～11 省略</p> <p>12 <u>農林水産部農政企画局ブランド戦略課主幹</u> (農林水産部長が指定するものに限る。)</p> <p>13 <u>農林水産部農政企画局ブランド戦略課ブランド推進グループ担当係長</u>_____ (農林水産部長が指定するものに限る。)</p> <p>14 <u>農林水産部農政企画局ブランド戦略課流通戦略グループ担当係長</u>_____ (農林水産部長が指定するものに限る。)</p> <p>15 <u>農林水産部農政企画局ブランド戦略課地産地消グループ担当係長</u></p> <p>16～35 省略</p>

(愛媛県福祉指導監査班規程の一部改正)

第9条 愛媛県福祉指導監査班規程(平成17年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第3条関係)	別表(第3条関係)

1 省略
2 <u>保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課長</u>
3～5 省略

1 省略
2 <u>保健福祉部生きがい推進局子育て支援課長</u>
3～5 省略

(愛媛県食の安全安心推進班規程の一部改正)

第10条 愛媛県食の安全安心推進班規程（平成21年愛媛県訓令第14号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
別表（第3条関係） <table border="1"> <tr><td>1・2 省略</td></tr> <tr><td>3 <u>県民環境部県民生活局県民生活課消費・くらし安全安心グループ担当係長</u>（県民環境部長が指定するものに限る。）</td></tr> <tr><td>4～6 省略</td></tr> </table>	1・2 省略	3 <u>県民環境部県民生活局県民生活課消費・くらし安全安心グループ担当係長</u> （県民環境部長が指定するものに限る。）	4～6 省略	別表（第3条関係） <table border="1"> <tr><td>1・2 省略</td></tr> <tr><td>3 <u>県民環境部県民生活局県民生活課くらし安全・安心グループ担当係長</u>（県民環境部長が指定するものに限る。）</td></tr> <tr><td>4～6 省略</td></tr> </table>	1・2 省略	3 <u>県民環境部県民生活局県民生活課くらし安全・安心グループ担当係長</u> （県民環境部長が指定するものに限る。）	4～6 省略
1・2 省略							
3 <u>県民環境部県民生活局県民生活課消費・くらし安全安心グループ担当係長</u> （県民環境部長が指定するものに限る。）							
4～6 省略							
1・2 省略							
3 <u>県民環境部県民生活局県民生活課くらし安全・安心グループ担当係長</u> （県民環境部長が指定するものに限る。）							
4～6 省略							

(愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程の一部改正)

第11条 愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程（平成23年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																								
別表1（第3条関係） <table border="1"> <tr><td>1～7 省略</td></tr> <tr><td>8 <u>デジタル変革担当部長</u></td></tr> <tr><td>9 省略</td></tr> <tr><td>10 省略</td></tr> <tr><td>11 省略</td></tr> <tr><td>12 省略</td></tr> <tr><td>13 省略</td></tr> <tr><td>14 <u>福祉政策統括監</u></td></tr> <tr><td>15 省略</td></tr> <tr><td>16 省略</td></tr> <tr><td>17 省略</td></tr> <tr><td>18 省略</td></tr> <tr><td>19 省略</td></tr> <tr><td>20 省略</td></tr> <tr><td>21 省略</td></tr> <tr><td>22 省略</td></tr> <tr><td>23 省略</td></tr> <tr><td>24 省略</td></tr> <tr><td>25 省略</td></tr> <tr><td>26 省略</td></tr> <tr><td>27 省略</td></tr> </table>	1～7 省略	8 <u>デジタル変革担当部長</u>	9 省略	10 省略	11 省略	12 省略	13 省略	14 <u>福祉政策統括監</u>	15 省略	16 省略	17 省略	18 省略	19 省略	20 省略	21 省略	22 省略	23 省略	24 省略	25 省略	26 省略	27 省略	別表1（第3条関係） <table border="1"> <tr><td>1～7 省略</td></tr> <tr><td>8 省略</td></tr> <tr><td>9 省略</td></tr> <tr><td>10 省略</td></tr> <tr><td>11 省略</td></tr> <tr><td>12 省略</td></tr> <tr><td>13 省略</td></tr> <tr><td>14 省略</td></tr> <tr><td>15 省略</td></tr> <tr><td>16 省略</td></tr> <tr><td>17 省略</td></tr> <tr><td>18 省略</td></tr> <tr><td>19 省略</td></tr> <tr><td>20 省略</td></tr> <tr><td>21 省略</td></tr> <tr><td>22 省略</td></tr> <tr><td>23 省略</td></tr> <tr><td>24 省略</td></tr> <tr><td>25 省略</td></tr> </table>	1～7 省略	8 省略	9 省略	10 省略	11 省略	12 省略	13 省略	14 省略	15 省略	16 省略	17 省略	18 省略	19 省略	20 省略	21 省略	22 省略	23 省略	24 省略	25 省略
1～7 省略																																									
8 <u>デジタル変革担当部長</u>																																									
9 省略																																									
10 省略																																									
11 省略																																									
12 省略																																									
13 省略																																									
14 <u>福祉政策統括監</u>																																									
15 省略																																									
16 省略																																									
17 省略																																									
18 省略																																									
19 省略																																									
20 省略																																									
21 省略																																									
22 省略																																									
23 省略																																									
24 省略																																									
25 省略																																									
26 省略																																									
27 省略																																									
1～7 省略																																									
8 省略																																									
9 省略																																									
10 省略																																									
11 省略																																									
12 省略																																									
13 省略																																									
14 省略																																									
15 省略																																									
16 省略																																									
17 省略																																									
18 省略																																									
19 省略																																									
20 省略																																									
21 省略																																									
22 省略																																									
23 省略																																									
24 省略																																									
25 省略																																									

(愛のくに えひめ営業本部規程の一部改正)

第12条 愛のくに えひめ営業本部規程（平成24年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(営業統括課長、企画主幹及び営業グループ) 第6条 省略 2・3 省略 4 企画主幹は、経済労働部産業雇用局産業政策課主幹、農林水産部農政企画局農政課主幹及び農林水産部農政企画局食ブランドマ	(営業統括課長、企画主幹及び営業グループ) 第6条 省略 2・3 省略 4 企画主幹は、経済労働部産業雇用局産業政策課主幹、農林水産部農政企画局農政課主幹及び農林水産部農政企画局ブランド戦略

ーケティング課主幹の職にある者のうちから知事が命ずる。

5～11 省略

別表（第3条関係）

- 1～6 省略
- 7 農林水産部農政企画局食ブランドマーケティング課長
- 8～18 省略

課主幹_____の職にある者のうちから知事が命ずる。

5～11 省略

別表（第3条関係）

- 1～6 省略
- 7 農林水産部農政企画局ブランド戦略課長
- 8～18 省略

（愛媛県気候変動適応センター規程の一部改正）

第13条 愛媛県気候変動適応センター規程（令和2年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（組織）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～7 省略</p> <p>8 第6項の気候変動研究グループ員は、<u>県民環境部環境局の環境・ゼロカーボン推進課及び自然保護課並びに研究所の環境研究課及び生物多様性センターその他の試験研究機関に所属する職員のうちから知事が命ずる。</u></p> <p>別表（第3条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1～5 省略 6 <u>県民環境部環境局環境・ゼロカーボン推進課長</u> 7～19 省略 	<p>（組織）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～7 省略</p> <p>8 第6項の気候変動研究グループ員は、<u>県民環境部環境局の環境政策課_____及び自然保護課並びに研究所の環境研究課及び生物多様性センターその他の試験研究機関に所属する職員のうちから知事が命ずる。</u></p> <p>別表（第3条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1～5 省略 6 <u>県民環境部環境局環境政策課長</u> 7～19 省略

（愛媛県デジタル総合戦略本部規程の一部改正）

第14条 愛媛県デジタル総合戦略本部規程（令和3年愛媛県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（組織）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 副本部長は、<u>デジタル変革担当部長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>4・5 省略</p> <p>別表1（第3条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1～3 省略 4 <u>福祉政策統括監</u> 5 <u>理事</u> 6 省略 7 <u>企画振興部長</u> 8 省略 9 省略 10 省略 11 省略 12 省略 13 省略 14 省略 15 省略 16 省略 17 省略 18 省略 	<p>（組織）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 副本部長は、<u>企画振興部長_____</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>4・5 省略</p> <p>別表1（第3条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1～3 省略 4 省略 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略 9 省略 10 省略 11 省略 12 省略 13 省略 14 省略 15 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。